

発議第9号

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議の提出について

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和 4年 3月10日 提出

令和 4年 3月10日

提出者 鳥羽市議会議員 浜口 一 利

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシア政府はウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かし、人命を軽視するものであり、断じて容認できない暴挙である。

また、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人も緊迫した厳しい状況下に置かれており、大変憂慮される事態となっている。

このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであって、強く非難されるべきものである。また、ロシア政府が核兵器の使用を示唆して威嚇したことは言語道断であり、非戦闘員である民間人に多くの被害が出ていることも痛恨の極みである。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナ侵攻の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、非核平和都市宣言をしている本市として、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、国際法に基づく誠意ある対応と核兵器の使用を示唆した威嚇及び核兵器の使用を行わないことを強く求めるものである。

また、政府において、現地在留邦人の安全確保に努め、我が国への影響を最小限にとどめるための対策に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、即時無条件でのロシア軍の完全撤退の実現に向けて、毅然たる態度でロシア政府に臨み、制裁措置の徹底及び強化を図ることを求めるものである。

以上決議する。

令和4年3月10日

三重県鳥羽市議会